



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 7 5 号 令和 8 年 7 月 3 1 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
4 7 ※	徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
4 8 ※	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
4 9 ※	徳島県来庁者駐車場管理規則	管財課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
1 2 ※	徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室
1 3 ※	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	同

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則（規則第47号）

- 1 本庁及び出先機関の事務執行体制の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第48号）

- 1 本庁及び出先機関の事務執行体制の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。
- 2 徳島県行政財産使用料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 3 この規則は、令和8年8月1日から施行することとした。

● 徳島県来庁者駐車場管理規則（規則第49号）

- 1 徳島県行政財産使用料条例に規定する来庁者駐車場（以下「来庁者駐車場」という。）を定めることとした。
- 2 来庁者駐車場の使用時間を定めることとした。
- 3 来庁者駐車場に駐車することができる自動車を定めることとした。
- 4 来庁者駐車場の使用の手続並びに使用料の納付の時期及び方法を定めることとした。
- 5 その他所要の規定を設けることとした。
- 6 この規則は、令和8年8月1日から施行することとした。

徳島県規則第47号

徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

徳島県公有財産取扱規則（昭和39年徳島県規則第25号）の一部を次のように改正する。
第68条第2項中「、徳島県地域連携事務所」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第48号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1 財務関係事項の項第2号の(2)中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

別表第2 徳島県地域連携事務所の長の項第11号中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改め、同表徳島県保健所の長の項第46号中(9)から(17)までを削り、同項第69号中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改め、同表徳島県農林事務所の長の項第43号中「係るものを除く。）」の次に「（(6)にあつては、徳島県美波農林事務所長に限る。）」を加え、同号に次のように加える。

(6) 水産関係事業（漁港、漁場又は海業に係るものに限る。）

別表第2 徳島県県土整備事務所の長の項第62号中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

別表第3 その1 第6号の(2)及び別表第6 第2号の(2)中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

徳島県規則第49号

徳島県来庁者駐車場管理規則を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県来庁者駐車場管理規則

(趣旨)

第1条 徳島県行政財産使用料条例（昭和39年徳島県条例第11号。以下「条例」という。）第3条第4項第2号に規定する来庁者駐車場（以下単に「来庁者駐車場」という。）の管理については、徳島県庁舎等管理規則（昭和45年徳島県規則第22号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(来庁者駐車場)

第2条 条例第3条第4項第2号の規則で定める駐車場は、本庁舎来庁者駐車場とする。

(使用時間)

第3条 来庁者駐車場に自動車を入場させることができる時間及び来庁者駐車場から自動車を出場させることができる時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、庁舎管理責任者（徳島県庁舎等管理規則第4条第1項に規定する庁舎管理責任者をいう。以下同じ。）は、必要がある場合には、前項に規定する時間を変更することができる。

(駐車することができる自動車)

第4条 来庁者駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車（長さ5メートル以下、幅1.9メートル以下及び高さ2.7メートル以下のものに限る。）とする。ただし、庁舎管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の手続)

第5条 自動車を駐車するため来庁者駐車場を使用しようとする者は、来庁者駐車場に自動車を入場させる際に、駐車券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により駐車券の交付を受けた者（以下「使用者」という。）が来庁者（条例第3条第4項第2号に規定する来庁者をいう。以下同じ。）以外の者である場合には、当該駐車券の交付を受けた時に、来庁者駐車場の使用について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けたものとみなす。

(使用料の納付の時期及び方法)

第6条 使用者（来庁者を除く。）は、使用料の全額を、来庁者駐車場から自動車を出場させる際に現金で支払う方法その他知事が定める方法により、納付しなければならない。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 来庁者駐車場の施設若しくは設備又は他の自動車を損傷し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の自動車の駐車又は通行を妨げないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) みだりに騒音を発しないこと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、来庁者駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(使用者に対する指示等)

第8条 庁舎管理責任者は、来庁者駐車場の適正な管理のために必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をすることができる。

- 2 使用者がこの規則の規定に違反したとき又は前項の規定による指示に従わなかったときは、庁舎管理責任者は、当該使用者に対し、来庁者駐車場からの退去その他来庁者駐車場の管理上必要な措置を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、来庁者駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。

徳島県訓令第12号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 31 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「東部各局又はセンター等」及び「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に改める。

様式第12号中「総合県民局並びに」を削り、「東部各局及びセンター等」を「出先機関」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

徳島県訓令第13号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
徳島県教育委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年7月31日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「前条」を「前2条」に改める。

別表第1企画総務部に属する事項の項第4号の(18)中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

別表第3中「、第8条の5」を削り、同表財務関係事項その1の表部長の欄第8号及び課長の欄第5号の(1)中「第4条ただし書」を「第4条第1項ただし書」に改める。

別表第4中「、第8条の5」を削り、同表危機管理政策課の項部長の欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に関する次のこと。

- (1) 第23条第1項の規定による災害対策本部の設置及び同条第5項の規定による現地災害対策本部の設置
- (2) 第33条の規定による派遣職員に関する資料の提出及び交換
- (3) 第53条第2項の規定による災害状況等の報告
- (4) 第55条の規定による防災に関する通知又は要請
- (5) 第57条の規定による通信設備の優先利用等
- (6) 第68条の規定による応援又は災害応急対策の実施
- (7) 第70条第1項の規定による応急措置の実施及び同条第3項の規定による応急措置の実施の要請
- (8) 第71条第1項の規定による応急措置を実施するための従事命令等
- (9) 第72条第1項の規定による応急措置の実施又は応援のための指示及び同条第2項の規定による災害応急対策の実施又は応援の要求
- (10) 第73条第1項の規定による応急措置の代行及び同条第2項の規定による応急措置の代行に関する公示
- (11) 第74条第1項の規定による応援の要求
- (12) 第74条の2第1項及び第2項の規定による応援の要求
- (13) 第74条の3第1項及び第4項の規定による応援の要求
- (14) 第74条の4第1項の規定による応援の要求又は災害応急対策の実施の要請
- (15) 第77条第2項の規定による応急措置の実施
- (16) 第86条の10第1項の規定による広域一時滞在の協議等の代行
- (17) 第86条の15第1項の規定による安否情報の回答及び同条第4項の規定による被災者に関する情報の提供の要求

- (18) 第86条の18第1項の規定による災害応急対策必要物資の運送の要請及び同条第2項の規定による災害応急対策必要物資の運送の指示

別表第4防災対策推進課の項部長の欄第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表防災対策推進課の被災者支援推進室の項部長の欄第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表管財課の項部長の欄第1号及び課長の欄第1号の(2)中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改め、同表市町村課の項部長の欄第1号の(6)中「第295条」を「第295条第2項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「設定」を「制定又は改廃に係る議案の提出」に改め、同表生産基盤課の項部長の欄第11号及び第12号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同項課長の欄第1号中「かつ、」の次に「徳島県阿南農林事務所及び」を加え、同表都市計画課のまちづくり室の項課長の欄第17号の(5)中「第29条第2項」を「第29条第2項本文」に改める。

別表第5知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第1号の(4)中「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

別表第6中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別表第7中「（第10条の2関係）」を「（第10条関係）」に改め、同表徳島県南部環境保全室長及び徳島県西部環境保全室長の項第6号の(2)中「許可及び」を「許可並びに」に改め、同項第8号に次のように加える。

(4) 第10条の10の2の規定による許可証の書換え

(5) 第10条の23の2の規定による許可証の書換え

別表第7徳島県農林事務所の長の項中第20号を第21号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定による財産の処分の制限解除の承認申請（水産関係補助金（漁港、漁場又は海業に係るものに限る。）に係るものに限り、国との協議を除く。）（徳島県美波農林事務所長に限る。）

別表第10教育委員会事務局の各課の項副教育長の欄第4号中「第6号の(1)、第7号、第8号」を「第7号、第8号、第9号」に、「第9号から第12号まで」を「第10号から第13号まで」に改める。

別表第12警務部会計課の項警察本部長の欄第1号中「第10号まで」を「第11号まで」に、「第12号」を「第13号」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4市町村課の項部長の欄第1号の改正規定 令和8年9月3日
- (2) 別表第1企画総務部に属する事項の項第4号の改正規定、別表第4管財課の項部長の欄第1号及び課長の欄第1号の改正規定並びに別表第5知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第1号の改正規定 令和8年9月24日
- (3) 別表第4都市計画課のまちづくり室の項課長の欄第17号の改正規定 令和8年10月